

厚生科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

石井哲夫

保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究

平成12年度研究報告書

平成13年3月

主任研究者 石井哲夫

保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究
— 保育所保育の特性を探求する —

主任研究者 石井哲夫 社会福祉法人 嬉泉 常務理事

本研究は、“子どもの福祉”という視点から、保育所と幼稚園の合同保育の条件（保育内容）が子どもに与える影響について明らかにすることを目的とする。これによって、“保育に欠ける”子どもが必要とする保育内容を明らかにし、合同保育にとどまらず多様な保育サービスの進行にあたって、子どもの最善の利益という視点から必要な保育条件について検討する際の基礎資料を提供するものである。

本研究の方法は、1. 有識者へのヒアリング、2. 合同保育実施園の実態調査及び利用者の意識調査（保育所と幼稚園の調査を含む）、3. 合同保育実施園のケーススタディ、の3つからなる。研究の結果明らかになった、合同保育の実態と課題は次の通りである。

第一に、集団規模が大きいと、子ども同士・保護者同士の関係が保育所・幼稚園それぞれで固まりがちとなり、保育園児の情緒にも気になる影響がみられる。しかし合同保育実施園の実態をみると、統制群に比べて集団規模が大きくなりがちな傾向がある。合同保育では子どもと家庭のニーズが多様化し、また子どもたちが家庭状況や生活体験の格差に直面することから、これらにきめ細やかに対応できる小規模の集団であることが前提条件といえよう。

第二に、合同保育では、保育園児と幼稚園児の間に生活リズムの相違があり、二つのディリー・プログラムを複雑に並行して進めていかねばならない。実際に保育園児の一日の流れに添ってケーススタディを行ってみると、保育園児の生活リズムに適したプログラムとなっていない場面がみられた。また幼稚園児のいる午前中に設定保育や行事の練習が詰め込まれ、逆に午後の保育は「放任状態」となっていないかという危惧もきかれた。幼稚園児の降園を境に午前と午後の保育を分断するのではなく、園で長時間を過ごす保育園児の視点から一日の生活の流れを点検し、保育園児と幼稚園児の生活リズムの違いに配慮した心身の休息や一日の流れをトータルにデザインすることが望まれる。

第三として、そのためにまず必要なのは、担当保育者が午前も午後も一貫して子どもたちを保育するクラスでできるシステムである。幼稚園児降園後はクラスの子どもの数が減少するため、合同保育クラスの担当保育者はローテーションで低年齢児クラスに入ったり、あるいはクラスを合同にして、教材・研修の準備、記録、話し合い等のために保育から抜けることも多いという実態があるようだ。結果として担当保育者と保育園児との午後の関わりは希薄になりがちだ。子どもの最善の利益”という観点からみると、幼稚園児の降園と同時に担当保育者も不在になるという状況を極力少なくし、少なくとも担当保育者の勤務中は、できる限りクラスの子どもの関わりを優先するような体制を組むことが望まれる。

第四に、園は幼稚園児にとって社会生活を学習する場であるが、保育園児にとっては自分をさし出すことのできる安定できる生活の場である。合同保育が「地域の子どもに対して保育所・幼稚園の区別なく同じ保育を行う」という保育の共通性の強調のもとに進められていることから、このような“保育に欠ける子ども”に対する養護的な配慮が明らかにされにくい傾向がみられる。しかし保育園児が生活時間の大半を過ごす園は、子どもが家庭でみせるのと同じようなありのままの自分を出せる場であることが不可欠であり、おとなからみて好ましい聞き分けのある行動をとることが期待されるとしたら、それは保育園児にとって大きなストレスとなり、子どもの発達にとって好ましいこととはいえない。特に合同保育の場合、保育園児は幼稚園児との家庭環境や生活体験の違いから、多かれ少なかれ寂しい気持ちを抱くが、その気持ちを受け入れ寄り添ってくれる保育者の存在と関わりは不可欠であり、適切な養護的配慮が望まれる。

第五に、“過疎地”にある園は、住民同士の関係が親密であり、さらに合同保育によって子ども集団をようやく確保できるという地域事情から、保育者にも保護者にも良好な評価を得ている。一方で、近年新たに人口が流入し待機児が多いという“都市化”が進む地域の園は、子ども同士の関係が固まりがちであり、保育園児の情緒にも揺れ動きがみられる。合同保育についての評価も「気になる影響がある」と感じる保護者が「良い影響がある」と感じる保護者を上回っている。また子ども同士の関係以上に保護者同士の関係が難しく、それが子ども同士の関係にも少なからず影響を及ぼしていることがわかった。保護者同士の関係形成、さらには家庭支援や地域支援を包含することができ、園の力量が求められる。

研究の結論として、“保育に欠ける子ども”が必要とする保育条件として、小規模の子ども集団、一日を通した担当保育者との結びつき、適切な養護的な配慮、保育園児と幼稚園児の生活リズムの違いに配慮した心身の休息や活動の一日の流れのデザイン、等があげられる。

分担研究者 金子恵美（日本社会事業大学 専任講師）
藤井和枝（埼玉純真女子短期大学 教授）
大豆生田啓友（関東学院女子短期大学 専任講師）

目 次

はじめに	-----	3 5 8
I. 研究の概要	-----	3 6 1
II. 有識者へのヒアリング	-----	3 6 8
III. 合同保育実施園の実態調査及び利用者の意識調査 一保育所・幼准園の比較調査を含む一	-----	4 1 3
IV. 合同保育に関するケーススタディ	-----	5 0 7
V. 考察	-----	5 2 5
VI. 今後の課題	-----	5 3 6
参考文献	-----	5 3 8
参考資料	-----	5 4 1
調査票A		
調査票B		
調査票C		
調査票D		

はじめに

保育界の歴史の中に、理念的に多くの賛同を得てきた幼保一元化は、制度の壁があるために実現できないでいる。しかしながら、時代が移り変わり、現実には「合同保育」が始められ、それが増えつつある。この合同保育とは、幼稚園と保育所が、同じ建物で、同一の保育者群によって行われているものから、敷地は同一でも、その中で幼稚園と保育所が分けられ、一人の園長によって、統括した運営が行われているものまで多様であるので、その内容を一概に論じるわけにはいかない。しかし実際に進行している制度の異なる二つの保育事業体は、合同して保育事業を行うことによって、それぞれの保護者や子どもに対して、何らかの影響を与えることになる。所轄官庁としては、このような時代の推移に伴う新しい事態に対して、当然そこから発生してくる問題をとらえて検討していく必要性を感じるようになる。我々は、この合同保育が子どもにとってどのような状況にあるものか、かねがね関心を持っていたが、子どもの福祉を守る立場からこの課題を追求して欲しいという、厚生省（現厚生労働省）保育課の要請によって、平成10年度に第1回の「合同保育研究」を行った。この研究は、合同保育を行っている保育所を実験群として、そしてその比較群としての一般保育所（近隣で同規模）との関係を探ることにした。その際に得た結果は、①保護者や幼児におけるグルーピングの有無などを調べたところ、それを認める結果を得た。保育を合同しても、幼稚園の保護者や子どもと保育園の保護者と子どもとが二つの集団に別れる傾向がでたのである。そして、その保育時間や休暇の違いによって、保育園児が寂しく感じるように思っている保育所の親や教師に対して、それが感じられないという幼稚園の親や教師がいるという違いの傾向がとらえられた。またその他特に、教師や保育士への質問調査結果の中から、②合同保育の保育園児が比較群の保育園の園児に比べて、友達同士の争いも少なく、行儀がよく先生を困らせないという傾向もみられたのである。このような調査結果と実際に合同保育を見学してきたの感想をまとめてみると、制度によって二分されている幼稚園と保育所は、その保育形態の違いから、生態的な所属成員の行動差をもたらしているということが感じられてきているのである。このように微妙に異なっている幼児期の子どもの保育をそのまま現在合同していくことは、自然発生的にその子どもたちへの生育上の問題を引き起こしていくことになりはしないかということが懸念されてきたのであった。

我々が特に注目したことは、合同保育の保育園児が比較群の保育園の園児に比べて、友達同士の争いも少なく、行儀がよく先生を困らせないという傾向であった。このことを考察し仮説を立てると、保育所における子どもたちへの規制は、幼稚園のそれに比べて緩やかな規制であるということである。このことは、子どもたちの自己主張や自己表現が、行われやすいので、かえって行儀が悪いとか、友達関係や保育者へのトラブルが発生しやすいという考えにたどり着くのであった。子どもたちの家庭生活はいうまでもなく、外の世界に比べて、自由な自己主張や自己表現が行われる場である。そこでは、親のしつけが求められるとしても、基本は子どもが親から受容されていることが必須のことと考えられている。幼稚園における幼児教育が、家庭において心理的な安定や親との相互作用によって、子どもの主体性が守られ、自主的な立場が確立されていることから、初めて幼稚園の集団的な統制場面に耐えることが可能になってくる。幼稚園における諸種の設定保育において、

少なからず加えられる子どもへの規制も家庭とのバランスの上で効果が発揮され、社会的な習熟が認められてくるものではなかろうか。とすると具体的に十分指摘できるような結果ではないとしても散見するいくつかの結果から、さらにこのような合同保育の問題点を追求していく研究が行われる必要性を感じるのである。つまり、今まで考察してきたことは、幼稚園と保育所が合同保育を行うことによって、従来からの幼稚園における保育状況に保育所が引き入れられているというように解釈できないものであろうか。従来から保育所は幼稚園に追随して保育内容を整備してきたことは事実であったが、保育者が子どもや親との交流を通して、子どもに必要な受容が意識されてきたわけであろう。このことは平成2年の保育所保育指針の改訂において明示されてきていることから理解できることではなかろうか。

そこで我々は、再び平成13年度に、この問題を意識して継続的な研究を行うことになったのである。この研究を行う前に、前回の研究を日本保育学会や日本社会福祉学会において発表を行い、何人かの研究者から質問や意見を得ることが出来た。そこで、この研究が幼保一元化に関心を持つ保育研究者から広く関心を持たれていることを感じたので、今回の継続研究の構想を立てるに当たって、保育学の有識者たちから本研究の出発点となる合同保育の問題点についての仮説を示し、ご批判をいただくと共に、この研究を開始するためのご意見をいただくことにした。詳細は本報告書の本文や資料を参照してほしいが、そのいくつかを紹介すると、まず、①合同保育においてもかなり内容が違うということから、その運営の違い別に問題を検討した方がよいという意見が出されていた。また②研究結果から保育や子どもの姿が浮かんでこない。保育のストーリーや全体の状況がわかる記述が欲しいという意見があった。これらに対しては、事例的な研究の取り組みを今回の研究方法に採り入れることになった。また、③本研究の目標として、単に合同保育の問題点をあげるだけでなく、合同保育の問題点を解消していくための研究方向が必要なことが明らかとなってきたし、さらに、④単にビデオを設置して子どもの様子を見るということより、もっとその保育に入り込んだ観察が必要であることや、⑤幼稚園と保育所が異なることを認めた上で、そのお互いの長所を取り入れあう保育を考えることや、⑥すでに外国で実施している年齢による保育所と幼稚園の分化を検討してみたらどうかなどという積極的に合同保育を推進するという意見も出されたのであった。

以上の指摘をふまえ、本研究が、合同保育を否定するというバイアスがかった研究態度に感じられないように、意識して合同保育のよりよい運営を求めるという視点にも立ち、研究者が保育現場をよく観察することの必要性を感じたので、本研究では改善していきたいと思った。

ただここで、ある研究者からなされた指摘について言及しておきたいことがある。それは、幼保一元化は、幼稚園教諭や保育士養成校の研究教育課題と直結してくることになるという指摘である。幼保一元化は当初は、保育所の幼稚園かという方向が示されたが、近年幼稚園の預かり保育という保育時間の延長をする幼稚園が現れてきている。このことから、養護と教育の新たな接近が求められてきたともいえよう。そこに保育という学問の一元化が可能かどうかという教育研究課題が求められてこよう。

当初、幼稚園における幼児教育は、小学校教育の先取りともいえるものであったが、「倉橋保育論」あたりから家庭における子どもの現実像を認め、幼児先導的な受容的保育観が

発生してきている。しかし大勢は、これになじまず、集団的な一斉保育を行い、かつ保護者に対して、家庭生活とは異質の幼稚園生活の特性を明示してきている。これに対して、保育所は、生活という家庭生活との関連を意識して、そこに関わる日常的な生活のケアを重視せざるを得ない状況に置かれ続けてきた。幼稚園においては、日常的なケアの責任を家庭の保護者により多く求めたことは当然ながらも、それが今日のような保育時間の延長に対して、これを預かり保育と称し、単に子どもを一斉保育から解放して全く自由放任にしておくとか、またはその逆にさらに時間延長した集団保育としての設定保育を行うなどという問題を発生せしめているのである。これらのことは論外としても子どもの成長発達にとっての統制された有効な刺激が必要としても、その内容や時間配分は、子どもの個人差によって考えられるべきものであるにもかかわらず、これが研究者の意識に登場してこない現実、制度的な課題として考えられてきたからであろう。しかし、今やこのような制度的な制約を現実に破壊してきている事態が進行しているのである。保育関係者として、保育者養成の課題としての幼稚園教諭や保育士を養成する学問として、保育学の一元化や、養成カリキュラムの一元化に取り組むことが必要であり、その方向としては、長年保育現場が固守してきている保育実践の検討からはじめなければならない。特に幼稚園教育に加えて、後発の保育所保育が、その必要性から独自の子どもより広い発達像をとらえ、全人格的なふれあいを日常的な生活上の関係から積極的にとらえ直すという視点を、この合同保育の研究において求めていきたいと思っているのである。我々は今回も、厚生労働省の子どもに関する福祉的な要請を意識して、子どもにとっての合同保育の意義に関して検証していこうと考えた。研究を始めてから、徐々に資料が集まってくるたびに、膨大な検討課題があることに気づいてくる。この一年でなしえたことはきわめて少ないものであったが多くの研究者からの要請を受けて、実際に現場と接触して、直に多くの確信を得るに至ったことをここにのべておきたい。この研究が、厚生労働省の保育課の多くのご配慮に基づき、さらに多くの研究者や保育現場のご厚意によって行われたものであることを付記し、心から感謝の意を表するものである。

2001年3月26日

主任研究者 石井哲夫

1. 研究の概要

Ⅰ. 研究の概要

1. 研究の意義

〈保育所と幼稚園の関係〉

保育所と幼稚園は、それぞれ固有の目的・制度のもとに展開してきた。すなわち前者は児童福祉法に基づき“保育に欠ける”乳幼児を保育することを目的として、養護と教育とを一体化した保育を行うものであり、後者は学校教育法に基づいて、幼児の心身の発達を教導するものである。しかし両施設の対象が同年齢の幼児であり、地域に密着した比較的小規模の施設であることから、その普及過程において地域的偏在や混同的運営など種々の問題が生じた。さらに保育所における教育水準の向上、幼稚園における教育時間に関する問題、自治体の財政負担や保護者の経費負担など財政上の問題、保育士と幼稚園教諭の資格・処遇・養成教育課程に関する問題、などを論点として、この両者の関係についてはしばしば論議が繰り返されてきた。

〈保育所の幼稚園教育への接近〉

1960年～1987年は、保育ニーズの一般化が進み、保育所が幼稚園教育に接近していった時期ととらえることができよう。そこでは「教育の機会均等」に焦点をあてた、「家庭の状況によって幼児が教育上差別されないよう、3～6歳までの幼児の教育については全て共通にすべき」という“幼保一元化”論が論議されたが、その背景には、保育所の保育内容は幼稚園の教育内容に劣るといふ当時の社会認識があった。しかしこの論議は1987年「臨時教育審議会最終答申」において、「両者には固有の目的・機能があり、果たす役割が異なることから一元化は困難である」という結論が出されたことによって、一応の収束をみる。この前後から保育所は多様化する保育ニーズへの対応が急務の課題となり、乳児保育・長時間保育など、保育所に固有のサービスの拡充が進むことになる。これによって、保育所と幼稚園の機能の違いが、際だってくるかにみえた。

〈幼稚園の保育所への接近〉

しかし、近年、少子高齢社会の加速度的な進展、さらに保育ニーズの多様化・規制緩和等の動きにともなって、新たに地域における子育て支援や経営の合理化という観点が目ざされ、保育所と幼稚園の関係についても見直しが進んでいる。例えば1998年には厚生省・文部省の合同通知「幼稚園と保育所の施設の共有化に関する指針」が出されるなど、行政における新たな展開がみられる。また保育所入所待機児の多い地域、あるいは少子化の問題が深刻な地域では、預かり保育にみられるような幼稚園の保育所化が進み、さらには制度の検討に先行して保育所と幼稚園が既に合同保育を実施しているという状況もみられる。しかしこれらについての論議は、従来の「教育の機会均等」論から発展し

た「地域の子どもたちが区別なく同じ保育を受ける」理念を掲げる“保育一元化論”、あるいは親のニーズ充足やサービスの効率化を推進する「保育制度論」に集約され、“保育に欠ける”子どもが持つ福祉ニーズに焦点をあてた研究はみあたらない。このため、合同保育については、教育向上やノーマライゼーション促進への漠然とした期待感が強く、具体的な保育内容・方法、子どもへの影響（特に“保育に欠ける”子どもの福祉への影響）については依然として不明な部分が多い。

〈これまでの研究状況〉

そこで、平成10年度に石井夫哲夫を主任研究者として「合同保育における児童への影響に関する調査研究」を行い、具体的な合同保育の方法・内容について明らかにした。

この研究の概要は次の通りである。

調査の目的は、合同保育の実態と子どもへの影響を明らかにすることにあつた。このため実験群として全国から5カ所の合同保育実施園を抽出してアンケート調査、ビデオ撮影分析等を行った。さらに統制群として保育所5カ所を抽出し、アンケート調査等を行った。

その結果、次のことが明らかとなった。第一に、合同保育の実施方法と内容は、園によってかなり異なるということである。第二に、合同保育実施園の保育園児は、統制群の保育園児と比較して、ききわけのある良い子として振る舞うことが多く、またいろいろな人と自ら関わっていくことをためらう傾向がみられた。第三に、合同で保育を受けているにもかかわらず、保育園児同士、幼稚園児同士でかたまって仲間関係を形成する傾向がみられることが明らかとなった。保護者同士の関係についても同様の偏りがみられる。第四に合同保育を受けている保育園児には、幼稚園児の帰った後、あるいは夏季休暇中も保育園に残るといふ“寂しさ”が生じていることが明らかとなった。

さらに、今後の研究課題として次のこと挙げた。第一に保育条件をいくつか設定し、その差が子どもの心身に及ぼす影響について調査することが必要とされる。第二に、くつろいでありのままの自分を発揮できるような環境にあるのか、保育方法・内容の検討が必要である。第三にノーマライゼーションを促進するための配慮や援助をいかに行っているか、調査が必要である。第三に子どものニーズの差異が大きいことに対してどのような個別的な配慮を行っているのか、特に保育に欠ける子どものニーズに対して保育者がどのような配慮を行っているのか、その実際と効果について調査・検討する必要がある。

このような研究成果と課題を受けて、本研究ではより多くの合同保育実施園の実態を明らかにし、さらに園を訪問してケーススタディを行うことによって、保育条件が子どもの心身に与える影響について、検討を深めることとした。

2. 研究の目的

本研究は、“子どもの福祉”という視点から、保育所と幼稚園の合同保育の条件（保育内容）が子どもに与える影響について明らかにすることを目的とする。

合同保育に関する従来の研究は、その理念や制度に焦点が当てられている。本研究がこれらと異なるのは、“子どもの最善の利益”という観点から“保育に欠ける”幼児に必要な保育条件を探ることを目的としている点であり、合同保育の具体的な方法・内容を明らかにして保育条件の違いが子どもの心身にどのような影響を及ぼしているかを検証する。

これによって、保育所と幼稚園の合同保育を実施する際に、“子どもの最善の利益”という観点から必要とされる保育条件を提示し、合同保育の質的向上に寄与する。同時に、“保育に欠ける”乳幼児に必要な保育条件を明らかにすることによって、合同保育にとどまらず、多様な保育サービスの進行にあたって、“子どもの最善の利益”という視点から必要な保育条件について検討する際の基礎資料を提供するものである。

さらに今後、この研究を発展させて、保育サービスが“保育に欠ける乳幼児”に及ぼす影響を評価する際の一つの指標を提供することができよう。

これによって地域において子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを促進し、さらに少子高齢社会を担う人材の健全育成を通して国民全体の福祉向上という成果を期待するものである。

3. 研究の方法

本研究は、以下の3つの方法からなる。

- (1) 有識者に対するヒアリング、
- (2) 合同保育実施園の実態調査及び利用者の意識調査
一 保育所と幼稚園の比較調査を含む
- (3) 合同保育実施園におけるケーススタディ

以下、各方法ごとに、その目的と方法について、記す。

(1) 有識者に対するヒアリング

①ヒアリングの目的

有識者に対するヒアリングは、①合同保育についての調査研究をすすめるにあたって、どのような視点・内容・方法が適しているか、②合同保育および、幼保一元化についてどのような考えをもっておられるか、の二つの点を明らかにするために行った。本研究をすすめるにあたって、上記の2点を明らかにするため、我が国の幼児教育・保育の分野において活躍し、保育制度・国際比較・幼児教育など多様な視点から研究を行い、幼稚園と保育所の合同保育および保育全体について、広い視野と見識を持っておられる研究者に対して、主に、幼保合同保育と幼保一元化についてヒアリングした。

②ヒアリングの方法

幼児教育・保育の分野の有識者7名に対し、前もって、ヒアリングの主旨、ヒアリングの際に聴取したい内容について文書で依頼し、併せて、前回の調査研究の『合同保育における児童への影響に関する調査研究』のまとめの冊子と概要を送付した。7人の有識者に対しては、個別に、本研究の研究員のいずれかがヒアリングした。各有識者に対して、約2時間のヒアリングを行い、オーディオテープに録音した。テープは逐語でおこして文書にし、内容項目ごとにまとめた。各有識者に対して、「ヒアリングの逐語文書」と「まとめ」を送付し、本研究の報告書に含める「まとめ」について、内容の確認を行い、加筆訂正を依頼した。

(2) 合同保育実施園の実態調査及び利用者の意識調査 －保育所・幼稚園の比較調査を含む

①実態調査の目的

保育園児と幼稚園児とが同一クラスで保育を受けている合同保育実施園の保育環境・保育内容・保護者の意識等について、その実態を明らかにする。さらに子ども・保護者・保育者に影響を及ぼす保育条件を探り出す。なお、統制群として同じ地域の保育所・幼稚園について同様の質問を行い、これとの比較を行う。

②実態調査の方法

1) 対象

実験群として、1997年に厚生省が実施した「幼稚園・保育所の合築等の施設の実態調査」結果をもとに保育所と幼稚園の子どもを同一クラスで保育している合同保育実施園17園を抽出、そのうち協力の得られた16園で実施した。

統制群として、上記の合同保育実施園と同地域にある保育所・幼稚園を各2園ずつ抽出（3ヶ所以上の場合、同じ規模の保育所を選択、同じ区市町村に保育所がない場合には、近隣の区市町村より選択）、そのうち協力の得られた保育所24園、幼稚園25園で実施した。

2) 方法

アンケート調査を実施。郵送による配布、回収（ただし、保護者については、園から配布、封筒に入れた回答用紙を回収していただく）

3) 内容

以下の4種類。統制群の調査票の種類と対象も同様であるが、該当しない質問については除外した。

- ①園の概要（園長または主任）
- ②5歳児の保育内容（5歳児クラス担任保育者）
- ③保育者の意見（合同保育クラスを担当したことがある保育者）
- ④保護者の意見（5歳児クラス在園児の保護者）

(3) 合同保育実施園のケーススタディ

① ケーススタディの目的

ケーススタディにおいては、合同保育を行う上でのよりよい方区の方法・内容を探るために、保育園児が幼稚園児と共に背一する保育の実際のケースを通して、遊びや背一の内容の実態・人間関係・環境・生活の流れ・保育者の関わりなどの視点から分析を行う。

② ケーススタディの方法

事例研究法により行う。観察対象園を公立・私立（民間）、園の規模の違い、合同保育開始の経緯の違いなどの点を考慮して合同保育を行っている3園を選びだし、その園の5歳児の保育の一日を観察する。

記述の方法は、デジタルビデオカメラおよびフィールドノートを用いて第三者的な関与によって複数の視点から行う。特に保育園児を中心にその周辺の関係性にも着目しながら子どもの様子を記述する。この記録をもとに、トピックとなるような場面についてのカンファレンスを行い、そこから意味・脈絡を探る。

II. 有識者に対するヒアリング

II. 有識者に対するヒアリング

1. 研究の手順

(1) ヒアリングの内容

有識者に対して、前回の調査『合同保育における児童への影響に関する調査研究』のまとめの冊子と概要を前もって送付し、以下の5点について有識者の意見や考えを聴取する。さらに、有識者の意見を本調査にとり入れることについての可否に関して、ヒアリングの際に確認する。

- ① 合同保育に関しての可否ではなく、前回の調査研究に関しての意見
- ② 今後、この調査研究を継続する場合、どのような考えで、どのようなことを行ったらよいか
- ③ このまま合同保育の輩出を放置してもよいものかどうかの可否
- ④ 合同保育の進行に対して、打つべき手があるか、それは何のために行うものなのか
- ⑤ 幼保一元化についての考え

(2) ヒアリング対象者とヒアリング日程

- | | |
|--------------------------|------------|
| ① 待井和江（大阪府立社会事業短期大学名誉教授） | 2000年8月15日 |
| ② 網野武博（上智大学文学部社会福祉学科教授） | 2000年8月18日 |
| ③ 森田明美（東洋大学社会学部教授） | 2000年8月21日 |
| ④ 泉 千勢（大阪府立大学社会福祉学部教授） | 2000年8月22日 |
| ⑤ 森上史朗（前青山学院大学文学部教授） | 2000年9月27日 |
| ⑥ 大場幸夫（大妻女子大学教授） | 2000年10月1日 |
| ⑦ 岡田正章（育英短期大学学長） | 2000年12月8日 |

2. 結果

有識者の意見を本調査にとり入れることについては、ヒアリング対象者全員の承諾を得た。したがって、有識者全員の意見を、対象者ごとに上記の5点について整理した。

これらの結果のうち、①前回の調査研究に対する意見、②継続研究に対する示唆、の二つの項目について、有識者間で共通する意見、共通しないけれども重要な意見として参考にしたい意見を内容ごとに整理した。その中から、本研究にとり入れる意見と本研究の内容を深めるために必要と考えられたが、今回の研究ではとり入れることができず、今後の課題としていきたい意見とに分けて整理した。さらに、③合同保育の輩出を放置してもよいのかの可否、④合同保育の進行に対する対策と目的、⑤幼保一元化についての考え、については、合同保育についての考えと幼保一元化についての考えに分けて、研究者ごとに整理した。

(1) 待井和江氏

①前回の調査研究に関する意見

a. 1976年に、調査をして幼保一元化の論文を書いたのだが、その時の結果と変わらない。幼稚園児と保育園児とで親が分かるとか、子ども達が分かるとか、不満があるとか、保育者もまた分断的傾向をもつとか、そういうことが変わっていない。それは、指導も援助もあまりなく、合同保育がなされてきた結果かもしれない。

b. 考察を見ても、全く同感である。自分の気持ちを言えない環境、おとなしくいい子でいなければならない環境とそれからやんちゃで何でも自己主張ができる環境との差があるのではないか、後者の方がこの時期に子ども達にとって望ましいと思う。しかし、それでいいとは言い切れない、保育園の方は、そこを基盤にして成長とともに社会性が育つようにしていかなければならないのではないかと思う。

c. 幼稚園児が先に降園することに対して、保育園児が寂しいと感じているという、その「寂しさ」についてだが、「寂しさ」というのはいったい何だろうか、どういう思いを指しているのか、現実にはどんな反応をしているのか、それがどこから来ているのかをもっと考えてみる必要があると思う。ただ、時間が短い長いという、一緒に過ごしている友達が早く帰るからとか、夏休みがあるとかないとかで寂しいとしているが、もっと何か違うような気がする。親や家庭など自分の置かれている環境について、「寂しい」という言葉で言い尽くせない、もっと不満があるのだと思う。寂しいとかうらやましいという感じとはもう少し違った内容があるのではないかと思う。

d. (保育所児の「寂しさ」について) 子ども達も親が早く迎えに来てくれるのは嬉しいわけだが、それが寂しさという感情なのか、どう表現したらよいのか。夜間までいくと寂

しいという感情になるかもしれないと思うが、親を求める気持ちが寂しさという表現になるのか。

親に早く来てほしいとか、親と一緒にいたいという気持ちがあるから、非常に乱暴で反抗的な甘えがあるような子どもの様子が出ている。それは一つには率直に自分が出せる環境にいるということと、もう一つは親子関係の希薄さというのがあるのではないかと思う。親と一緒に遊んだり、親といろいろな心を交流して関わりたいということ、それらを全部ひっくるめた感じの寂しさ。寂しさという言葉の中身に複雑さがあると思う。

②継続研究に対する示唆

a. 保育園児の中には、家では遊べないし、みてもらえないし、むしろ保育園に来てエンジョイしていく子が多い。幼稚園児は、家に帰って、一応自由な生活がある、いろんなことができるという期待感がある。ところが実態は、塾にやらされたり、いろいろ縛られている。また、室内でのこの活動に終始している。今度の2回目の調査では、そういう実態や親の保育要求について調査するのか。

b. アンケート調査では、合同保育実施園の数を多くしないといけないと思う。

c. 今回の調査は、保育所児に対してどういう対応をしているかというのと、人間関係が偏ることに対してどうしているかというのと、2つ出ていたが。どういう条件で合同保育をしているか、調査の中で、こういう形の合同保育だったら推進したい、こういうのだったら止めたいというようなことが出せればと思う。集団規模が大きくなって困るが、そういう場合でも選択制のある活動を入れたり、もっと地域の資源を使ったりしている実践、特に、合同保育終了後の保育園児について、どのような対応をしているかなど、実態を明らかにする必要がある。

④合同保育の進行に対する対策と目的

a. 合同保育の必要性の中で、経済的な要因が先行している例が多い。財政負担が随分違うから、小さな市では、二つは要らない、一元化する方法を考えることが求められている。経済性から出ているとしたら、阻止が難しい。しかし、子どものために、やるとしたらどうあるべきかということが今後の課題ではないかと強く思う。公立幼稚園は教育委員会が指導するが、私立幼稚園の方は教育委員会の手があまり及ばないのではないか。

b. 合同保育を推進するとしたら、その前提として、いくつかの条件を満たすことが絶対必要だと思う。このままでは、本当に子どもが犠牲になってしまう。

保育者として幼稚園に就職した者は夏休みがあり、勤務時間も別で、そういう中で合同保育をしたらおかしい。管轄庁が文部省と厚生省と2つあることからくる問題かと思うが、合同保育に携わる保育者として共通の勤務体制をとることによって、もっと園の中が融和していくのではないかと思う。

c. 合同保育を行った場合、幼稚園児が先に降園し保育園児が残ることになる。保育園児は、親に早く迎えに来てもらいたいとか親と一緒にいたいという気持ちをもっている。そのことに対して、保育園児が「寂しさ」という言葉で表現している感情をもつというのは、保育園児の基本的な問題ではないかと思う。合同保育の中では、それが増大しているのではないか。幼稚園児は降園によって家庭に移る期待感があるが、保育園児の場合、合同保育が終われば統制からの開放はあっても、それ以後に期待感があるとは限らない。むしろ、自由あそびという名のもとに、子ども達に任せていることを、保育園児達は置き去りにされたような感じをもつことが、いわゆる「さびしさ」の要因ではないか。保育者の確かな存在と魅力的な活動があれば、さびしさは解消できるのではないか。

d. 合同保育の望ましい方向を提起するに当たっては、現在課題と未来課題とがあると思う。今は原則として、0、1、2歳は保育園で、3歳から上は合同になるが、3歳というのは、今の幼稚園制度の中に入れるというのは酷である。合同保育を見ていると、3歳児は悲劇的である。保育者を基準を越えて配置しているからと言われるが、集団の大きさとか部屋の構造とかそういったことを考えずに、ただ保育者1人当たり子ども数という考えでは、やっていけないのが3歳児だと思う。いろいろな合同保育のあり方を考える場合でも、3歳児は保育園的な形でやっていかないと問題が残るのではないかと思う。今は、クラスの大きさとか、子ども的人数の問題とか、そういう条件がかなり無視されてきていると思う。教育委員会がほんとうにタッチしていると、そこは考えて子ども的人数を制限するのだが、保育園は今、3歳児は1：15でも養護を充実することはむずかしいという。正規の保育士以外にボランティアなどを導入して、なるべく1対1の関係を保とうとしているが。幼稚園でも、幼稚園に入りたいという3歳児の要望が高いのだと思う。それなら、隔日制でも採った方がよほど良いと思う。毎日一緒に園に来て、集団の中に巻き込まれるよりは、月水金クラスとか、火木土クラスにして、登園日以外は、地域活動として取り組むなど、もっと条件を変えることが必要だと思う。

合同保育の中で、0、1、2、3歳というのを位置づけてずっと繋いでいきたい。多分保育所が、0、1、2、3歳をやればいいし、4、5歳は幼稚園というふうな、分断になりそうな気がするが、それでもよいのかどうか、便宜性だけでなく追求すべきであろう。

e. 今は、保護者に選択性というのが育っていない。自分のうちは短い時間でいいのだから短時間で帰るとか、うちはどうしても長時間必要だからこうするというふうな、そういう保護者の意識がまだ育っていない。本当の意味の選択性はない。だから、あの子は短時間で帰る、こっちは長時間ということに対して、保護者は、同じ市民でありながら片一方は短時間で帰る、こっちは長時間保育が受けられるのはおかしいとか、給食があるのかないとか、差異ばかり言ってきた。だから、合同保育は、そういう意味で、ニーズに応じて選択するというのが育ってきてからの方が良いのではないかと思ったりするのだが。それは、待っていてもだめかなと感じる。特に、どうしても、幼稚園と保育園は教育的に格差みたいなものがあるという、事実とは違った固定観念として、いまだにあるのではないかと思う。

f. 幼稚園と保育園が一緒になったらどうしても大きな集団になる。これは仕方がないと片づけてはいけない。保育園では今まで長時間の中で培ってきた保育のあり方というのがある。そんな短い時間の中で詰め込みの設定保育や一斉保育をするというのではなくて、もっと伸びやかな環境の中で取り組んでいるわけだから。そういうのがもっと幼稚園教育の中に入ってこないといけないと思う。幼稚園はしっかり教育をして、保育園は何もしていないと言うのではなく、もう少し幼稚園が変わらないといけないと思う。もちろん保育所も変わっていかねばならない部分もあるけれど、そういうものが合同保育の中で果たされていくのだろうと期待していたのだが。しかし、保育内容、方法について研究しなければならぬ。体質として、幼稚園と保育園との分断というのがあるわけだから。

g. (合同保育の中で子どもを見る目が幼稚園勤務者と保育所勤務者とで変わってくることに對して) 幼稚園教諭の養成が伝統をもってなされているところに、保育所保育士の養成が後から加わったのだから、中心はどうしても幼稚園教諭養成なのである。そこへきて辻褃を合わせるカリキュラムで保育士養成が行われたことが大きいと思う。就学前の乳幼児の保育を学校教育の流れで捉えていることが大きな問題だと思う。だから、そこはどうかあるべきかというのを、地域や家庭にとって、こういうふうな方向が今必要なのではないか、今絶対必要だということを明らかにしていけないと、合同保育は教育偏重になりかねない。

h. 幼稚園教育要領の徹底度が公立止まりで、私学では、英語やパソコンなどいろいろ入れているが、それは、子どもの育ちにとってどうなのか真剣に考えなければならない、また、保育所は、放任にならない手だてをしっかりと考えなければならない。しかし、私たちが本当に一番危惧するのは、一元化したら、幼稚園が主体になって、保育所が付け足しになっていく、預かり保育的な感覚になってくるのではないかということである。そういう意味で、幼保一元化より、保幼一元化の方がいいのではないかと思った。合同保育の実施に避けられない要因があるとしたら、これをどういうふうに進めていくかということがとても大切だ。就学前の子ども達は、もっとのびのびとした環境で主体的に活動することが必要である。

⑤ 幼保一元化についての考え

a. 未来課題になると思うが、所管の省は一元化すべきだと思う。

b. 就学前の保育のあり方というのは、もっと家庭とか親とかを視野に入れていかなければならない。子どもだけを見ていてもどうにもならない。以前は、保育所と言えば、働く親という感じだったが、今は、幼稚園児も保育園児も、家庭保育を失ったという共通性があると思う。一斉保育とか、大規模集団で、このままでいいということにはならない。個性や個人差を考えると、保育者に十分力がないとできないが、社会資源の活用を考えたい。さらに、もっとしっかり、就学前の教育は学校教育と違うというところを出すべきだと思う。そのことをふまえた一元化であることを目指したい。

(2) 網野武博氏

①前回の調査研究についての意見

a. 合同保育を実施しているタイプ1～3の園においても、対象数とかバイアスとかいろいろなことを考えた時、前回調査について、データを数量的に統計処理した場合に、これから全ての結論が言えるかどうかは疑問である。

例えば、保護者との関係を積極的にしている園、全然そういうことを考慮していない園、カリキュラムを緻密に組んで取り組んでいる園、形式的におおざっぱにすすめている園など、様々な別のファクターがあるが、それらは比較的重要なファクターといえるにもかかわらず、一括されてしまっている。したがって、データを数量的に統計処理する場合には、ファクターごとに解析する必要があるため、相当な数のサンプルが必要となる。

b. 合同保育を実施している実験群と比較して、統制群に困った行動がより多かったことを、統制群の保育園の子どもの方がのびのびしていると受け止めた結論の中には、バイアスがあるのではないかという印象をもった。保育園の方がのびのびしているという前提で捉えすぎているのではないかということである。グループの中での問題行動、困った行動が多い時、それを自分を出している、自己主張が強い、のびのびしているとだけ受け止めたとすれば、そこには、もう一つの専門的な危険性もある。解釈はいろいろあっても良いが、結果から何かを解釈する時は、そうではないのではないかという議論も同時的に行っておいた方がよいと思う。統制群の保育園の中に、仮に、「自由保育」的な雰囲気であっても、大事な時に、1対1でしっかり目と目を見つめ合って人間関係を深めるなどのフォローをきちっとしていない場合、「一斉保育」はいけないというのと同じように、「自由保育」であればいいというその弊害もある。例えば、集まりなさいと言ってもただらしでぎりぎりまでそこに集まろうとしない、そういう個性もそれはまたすばらしいわけだが、そういうことを全部包み込んでやった場合に、あまりにも好き勝手にただ行動しているということをプラス面だけで評価することにも疑問を感じる。相対的に言えばそうだと思うが、自由保育の園の子どもが、ひよっとしたら、個別の対応がもっと必要なのに放任されていたかもしれない。逆に、素直に言うことを聞くのも、自立して適応しようとする段階になって、指示待ち症候群とかロボット症候群とかいわれるようなタイプの大人になると思えば、それも問題ではあるけれども。

c. (前回の研究では、ビデオを固定したので、自由保育をしている場合には、子どもや保育者がビデオに映る頻度が少なく、保育者の子どもに対する関わりがプラスかマイナスかの議論ができなかった、ということに対して) 保育者は、意識を集中してある子どもにかまっているかかまっていないかに関わらず、全体の子どものようになっていくかということを見ていなければならない。一斉保育ではみんないかに仲良くやっているが、自由保育のときには、保育者に気づかれなければ全く別のタイプの行動を行っている場合もある。前回の調査方法では、保育者の子どもへの関わりが適切かどうかをいうのは、限界があると思う。どちらかというと、観察でやるか、保育者へのインタビューでどんな思いでどう